

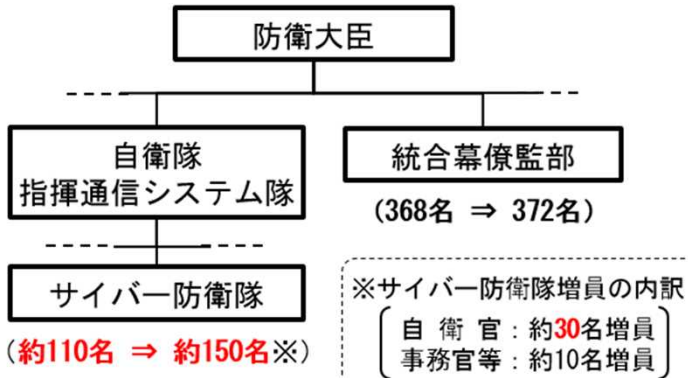
防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の概要(平成30年度予算関連法案)

1 自衛官の定数関連【防衛省設置法第6条】

- サイバー攻撃に対する十分なサイバー・セキュリティを常時確保するなど、自衛隊のサイバー攻撃対処等に係る体制を強化

自衛官定数の変更 (単位:人)

	現行の規定	予算要求	増減
陸上自衛隊	150,856	150,834	△22
海上自衛隊	45,363	45,360	△3
航空自衛隊	46,942	46,936	△6
共同の部隊	1,259	1,288	29
統合幕僚監部	368	372	4
情報本部	1,911	1,910	△1
内部部局	48	48	0
防衛装備庁	407	406	△1
合計	247,154	247,154	0



○ 施行期日: 平成31年3月31日までの間において政令で定める日

2 予備自衛官等関連【自衛隊法第73条の3及び第75条の8】

- 予備自衛官又は即応予備自衛官が防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等(※)に招集されたこと等により平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を使用者(雇用主)に支給する制度の新設

(※) 即応予備自衛官にあっては、これらに加え、治安出動、地震防災派遣及び原子力災害派遣の場合がある。

《給付のイメージ》

①防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等のため招集に応じ平素の勤務先を離れた場合



(例) 予備自衛官等である従業員3名が1人当たり10日間、合計30日間招集された場合

②招集中の負傷又は疾病により平素の勤務先を離れた場合



(例) 上記①のための招集中又は訓練招集中の負傷又は疾病により入院等による治療を要し、X日間(※)、平素の勤務先を離れた場合

(※) 政令で上限を設ける。

《給付額》

〔 予備自衛官等である者が使用者(雇用主)の事業に従事することができなかった日数 〕 × 〔 その間における当該事業の継続に伴う負担を考慮し政令で定める額(日額34,000円) 〕

○ 施行期日: 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日